

## 愛知県電力・エネルギー対策本部設置要綱

### (目的)

第1 現下の電力・エネルギーを巡る状況を踏まえ、電力・エネルギーの安定供給の確保に向けた取組を推進し、もって産業の国際競争力の維持・向上、雇用の安定に資するため、愛知県電力・エネルギー対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 対策本部は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 電力・エネルギーの安定供給の確保に向けた取組に関すること
- (2) 電力・エネルギーに関する情報の収集・分析に関すること
- (3) 省エネ対策に資する施策の推進に関すること
- (4) 新エネルギーの普及拡大に資する施策の推進に関すること
- (5) その他電力・エネルギー対策に関すること

### (組織)

第3 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長の職務)

第4 本部長は、対策本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第6 対策本部の庶務は、政策企画局企画調整部企画課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、2011年5月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2015年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2018年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2020年5月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

別表

政	策	企	画	局	長
総		務	局		長
人	災	事	局	局	長
防	民	安	全	局	長
県		文	化	局	長
環		境	局		長
福		祉	局		長
保	健	医	療	局	長
経	済	産	業	局	長
労		働	局		長
観	光	コ	ン	ベ	ン
農		業	水	産	シ
農	林	基	盤	局	ョ
建		設	局		ン
都	市	・	交	通	局
建		築	局		長
ス	ポ	一	ツ	局	長
会	計	管	理	者	兼
企		業	事	業	庁
病	院		育	庁	長
教			本		長
警	察			部	長